

平成23年6月30日  
不正アクセス防止策に関する自民意見集約委員会決定  
(平成23年9月29日一部改正)  
(平成23年12月22日一部改正)

## ワーキング・グループの設置、任務及び運営について

### 1 ワーキング・グループの設置

「不正アクセス防止対策に関する行動計画」(以下「行動計画という。」)に盛り込まれた施策の円滑な実施に資するため、次のワーキング・グループを設置する。

- (1) 進行管理ワーキング・グループ
- (2) 実態把握ワーキング・グループ
- (3) 行動計画宣伝ワーキング・グループ
- (4) 不正アクセス行為防止ワーキング・グループ

### 2 ワーキング・グループの任務

各ワーキング・グループの任務は、次のとおりとする。

- (1) 進行管理ワーキング・グループ  
行動計画に盛り込まれた施策が着実に実施されるよう、進行管理を行うとともに、施策の効果を検証するための検討を行う。
- (2) 実態把握ワーキング・グループ  
潜在化しやすい不正アクセス行為の実態を適正に把握するための各種施策を推進するための検討を行う。
- (3) 行動計画宣伝ワーキング・グループ  
行動計画を企業・団体等に周知し、当該計画に盛り込まれた施策の実施について働き掛けを行うとともに、普及啓発活動を推進するための検討を行う。
- (4) 不正アクセス行為防止ワーキング・グループ  
的確な取締りの強化とアクセス管理者等による防御措置等の促進の両面から不正アクセス行為等に対処するための各種施策を推進するための検討を行う。

### 3 ワーキング・グループの運営

- (1) ワーキング・グループの運営は、次のとおりとする。

ア ワーキング・グループの検討状況を記録するために、会議の議事概要を記録するものとする。

イ ワーキング・グループの審議については、ワーキング・グループの出席構成員の全会一致により決定する。

ウ ワーキング・グループの会議には、事実関係の把握等特別の必要に応じ、ワーキング・グループ構成員以外の者を出席させることができる。

エ ワーキング・グループの会議は、非公開とする。

(2) 進行管理ワーキング・グループの構成員は、その任務の必要性から、他のワーキング・グループの会議に出席し、意見を述べることができる。

#### 4 ワーキング・グループの見直し

ワーキング・グループの編成について、必要に応じて検討を加え、所要の見直しを行う。